

事務連絡
令和7年6月30日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

水道における衛生上の措置の徹底に関する報告結果について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

令和7年5月14日付けの事務連絡「水道における衛生上の措置の徹底について」において要請した「配水池の越流管及び排水管と水道以外の施設との不適切な接続の確認」について、令和7年5月30日時点の報告結果をとりまとめましたので送付します（別紙1参照）。引き続き、未回答の水道事業者及び水道用水供給事業者におかれましては、速やかに確認し、報告をお願いします。

また、報告の対象以外の不適切な接続についても報告があったことから（別紙2参照）、配水池の越流管及び排水管に限らず、水道施設とそれ以外の施設との不適切な接続がないよう徹底をお願いします。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

（別紙1）報告結果のとりまとめ

（別紙2）報告対象以外の不適切な接続について

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当 : 山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当 : 渡辺、宇津木

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp